

四日市市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 3 号

四日市市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

四日市市予算の編成及び執行に関する規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 2
0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（歳入歳出予算の款項及び目節の区分） 第 3 条 （略） 2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）別記に規定する<u>歳出予算</u>に係る節の区分のとおりとする。 （予算の執行制限） 第 1 5 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 事業の性質上第 2 項及び<u>前項の規定により難いときは</u>、財政課長及び財政経営部長を経て市長の決裁を受けて執行することができる。 （歳出予算の配当） 第 1 7 条 （略） 2 （略）	（歳入歳出予算の款項及び目節の区分） 第 3 条 （略） 2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）別記に規定する<u>歳入予算</u>に係る節の区分のとおりとする。 （予算の執行制限） 第 1 5 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 事業の性質上第 2 項及び<u>第 3 項の規定によりがたいときは</u>、財政課長及び財政経営部長を経て市長の決裁を受けて執行することができる。 （歳出予算の配当） 第 1 7 条 （略） 2 （略）

3 前年度から繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しに係る歳出予算のうち、前年度において配当された歳出予算については、<u>前項</u>の規定にかかわらず、改めて配当することを要しない。	3 前年度から繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しに係る歳出予算のうち、前年度において配当された歳出予算については、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、改めて配当することを要しない。
---	--

改正後				
別表第1（第26条関係）				
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
(略)				
6 恩給及び退職年金	(略)			
<u>7</u> 報償費	(略)			
<u>8</u> 旅費				
(1) 費用弁償・普通旅費				
(2) 特別旅費				
<u>9</u> 交際費				
<u>10</u> 需用費				
<u>11</u> 役務費				
<u>12</u> 委託料				
<u>13</u> 使用料及び賃借料				
<u>14</u> 工事請負費				
<u>15</u> 原材料費				
<u>16</u> 公有財産購入費				

<u>17</u>	備品購入費
<u>18</u>	負担金・補助及び交付金
<u>19</u>	扶助金
<u>20</u>	貸付金
<u>21</u>	補償・補填及び賠償金
<u>22</u>	償還金・利子及び割引料
<u>23</u>	投資及び出資金
<u>24</u>	積立金
<u>25</u>	寄附金
<u>26</u>	公課費
<u>27</u>	繰出金
備考 (略)	

改正前				
別表第1（第26条関係）				
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
(略)				
6 恩給及び退職年金	(略)			
<u>7</u> 削除				
<u>8</u> 報償費	(略)			

9 旅費 (1) 費用弁償・普通旅費 (2) 特別旅費	
1 0 交際費	
1 1 需用費	
1 2 役務費	
1 3 委託料	
1 4 使用料及び賃借料	
1 5 工事請負費	
1 6 原材料費	
1 7 公有財産購入費	
1 8 備品購入費	
1 9 負担金・補助及び交付金	
2 0 扶助金	
2 1 貸付金	
2 2 補償・補填及び賠償金	
2 3 償還金・利子及び割引料	
2 4 投資及び出資金	
2 5 積立金	
2 6 寄附金	
2 7 公課費	
2 8 繰出金	
備考	

(略)

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

令和 年度 当 初 歳入予算要求書 令和 年 月 日

[illegible]

令和 年度 当 初 歳出予算要求書

(単位：千円)

所属				前々年度決算額	前年当初額	要求額	査定額	増減額	出力段階
会計									目的
款									
項									
目									
細目									補正区分
細々目									編成区分
事業性質区分		重点ヒアリング	主体区分	連結区分1		連結区分2			主要事業
新規継続		ハード事業	評価対象	事業区分1		事業区分2			事業区分3 事業区分3

区 分	財源内訳				一般財源	計
	国庫支出金	県支出金	地方債	使用料・手数料 その他		
前年度予算額						
本年度予算額						
増減額						
構成比(%)						

	歳入科目款-細々節/所属/編成区分	名称	売当額
	特定財源の内訳		
		計	

第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 6 条関係）

令和 年度		債務負担行為（実施）見積書（調書）										部	課
第4号様式（第6条関係）													
新規 or 継続													
事業コード	部～課々目3→1を記入（例010101-11010）	（参考）年度 支出（見込み）額			1年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源（円）	備 考		
事業名	細々目名を記入	期間	金額（円） ※限度額には含まない	期間	金額（円）	国庫支出金（円）	地方債（円）	その他（円）					
事項名 （債務負担行為の名称）	限度額（千円）												
欄外の【事項名について】を参考に記入	0	1	0	0	0					0			
【期 間】 令和 0 年度～令和 年度		限度額（円）		0									
		期 間（年）		0									
【年度別支出予定額及び初事業費】													
※債務設定年度： 円													
1年度： 円													
2年度： 円													
3年度： 円													
4年度： 円													
5年度： 円													
6年度： 円													
7年度： 円													
8年度： 円		【設置】											
9年度： 円													
10年度： 円													
11年度： 円													
12年度： 円													
13年度： 円													
14年度： 円													
15年度： 円													
16年度： 円													
17年度： 円													
18年度： 円		【今後のスケジュール】											
19年度： 円													
20年度： 円													
初事業費： 円													
※債務設定年度の事業費は限度額に含まない。													

第 6 号様式から第 8 号様式までを次のように改める。

第 6 号様式（第 1 8 条関係）

予算配当替要求書										伝票番号		
年度		会 計						所 属				
起 原 日												
決 裁 区 分												
		増 額 す る 科 目					減 額 す る 科 目					
所 属												
予 算 区 分		現年度予算					現年度予算					
款 項 目												
細 目												
細 々 目												
節												
細 節												
細 々 節												
予算現額（前額）		円					円					
予算現額（後額）		円					円					
負担行為額		円					円					
予算残額（前額）		円					円					
予算残額（後額）		円					円					
金額 千 百 十 万 円												
理 由												
備 考												

第 7 号様式（第 1 9 条関係）

予算流用要求書（節間流用）

		伝票番号														
年度		合計			所属											
起 算 日	年 月 日															
決 算 区 分																
	増 額 す る 科 目			減 額 す る 科 目												
所 属																
予 算 区 分	現年度予算			現年度予算												
款																
項																
目																
細 目																
細 々 目																
部																
細 部																
細 々 部																
予算現額（前額）	円			円												
予算現額（後額）	円			円												
負 担 行 為 額	円			円												
予算残額（前額）	円			円												
予算残額（後額）	円			円												
千 百 十 万 円 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																
理 由																
備 考																

第 8 号様式（第 2 0 条関係）

予備費充用要求書										佐藤番号																											
年度		会 計						所 属																													
起 算 日																																					
決 算 区 分																																					
		増 額 す る 科 目						減 額 す る 科 目																													
所 属																																					
予 算 区 分		現年度予算						現年度予算																													
款																																					
項																																					
目																																					
細 目																																					
細 々 目																																					
節																																					
細 節																																					
細 々 節																																					
予算現額（前額）								円																													
予算現額（後額）								円																													
負担行為額								円																													
予算残額（前額）								円																													
予算残額（後額）								円																													
<table><tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">千</td><td colspan="3">百</td><td colspan="3">十</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																千			百			十															
			千			百			十																												
理 由																																					
備 考																																					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後

(押印の省略)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市職員の退職管理に関する規則（平成 2 8 年四日市市規則第 1 0 号）	(略)	
四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号）	(略)	
(略)		

改正前
(押印の省略)
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表

中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市職員の退職管理に関する規則(平成28年四日市市規則第10号)	(略)	
<u>四日市市予算の編成及び執行に関する規則</u>	<u>第6号様式から第8号様式まで</u>	
四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)	(略)	
(略)		

(財政経営部財政課)